

# 2022 年度 電源 I ´ 厳気象対応調整力募集要綱

2022 年 9 月 北陸電力送配電株式会社

# 目 次

第1章	はじめに	. 1
第2章	注意事項	. 2
第3章	用語の定義	. 6
第4章	入札スケジュール	10
第5章	募集概要	11
第6章	応札方法	18
第7章	評価および落札者決定の方法	20
第8章	契約条件	22
第9章	その他	30

# 第1章 はじめに

2016年4月以降のライセンス制(2022年4月より開始される特定卸供給事業(アグリゲーター)制度を含みます。)導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。

北陸電力送配電株式会社(以下「当社」といいます。)は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1回程度の厳気象(猛暑および厳寒)時等の稀頻度な需給ひつ迫時等において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため、電源 I ´厳気象対応調整力を入札により募集いたします。なお、需給ひつ迫の指標は、広域的な予備率にて判断し、予備率が8%未満となる場合等に発動いたします。

※ 想定される発動回数については、第 62 回制度設計専門会合 (2021. 6. 29) 資料 6-1 を参照ください。なお、落札評価上考慮する想定発動回数も同値を採用しております。 (第 7 章 評価および落札者決定の方法 参照)

今回実施する入札においては、発電事業者等の事業予見性の確保や調整力の確実かつ効率的な確保の観点から、長期契約(1年間)を前提としておりますが、確保した調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて、随時、短期契約(1年未満)を前提とした追加募集を行なうことがあります。

本資料では、当社の募集する電源 I ´厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明いたします。

落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する電源 I ´ 厳気象対応調整力契約書(標準契約書)および端境期における調整力提供にかかる覚書を参照してください。

本要綱にもとづき入札書を提出される事業者(以下「応札者」といいます。)は、 本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

# 第2章 注意事項

# 1. 一般注意事項

- ■当社は、本要綱に定める募集条件等にもとづき、安定的に継続して電源 I ´ 厳気象対応調整力を提供できる事業者を入札により募集いたします。入札によって手当される電源 I ´ 厳気象対応調整力は、調整力のコスト低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源 I ´ 厳気象対応調整力の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となりますが、この経済的要素に加え、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- ■各電源 I ´ 厳気象対応調整力の優劣は、本要綱で定める評価方法にしたがって評価いたします。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- ■各電源 I ´ 厳気象対応調整力の審査過程において、効率的な審査が出来るように、 応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してくだ さい。
- ■応札者は、本要綱に定める諸条件および電源 I ´厳気象対応調整力契約書(標準契約書)および端境期における調整力提供に関する覚書の内容を全て了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- ■当社と電源 I ´ 厳気象対応調整力契約を締結することが決定した応札者(以下「落札者」といいます。)は、電源 I ´ 厳気象対応調整力契約および端境期における調整力提供に関する覚書を締結していただく必要があります。なお、別途定める電源 II 需給バランス調整力契約または電源 II 周波数調整力契約を締結する場合、電源 I ´ 厳気象対応調整力契約書の内容等詳細については、落札候補案件決定以降、別途協議いたします。また、電源等が発電設備である場合、一般送配電事業者との間で託送供給等約款(以下「託送約款」といいます。)にもとづく発電量調整供給契約(発電量調整供給契約の契約者と電源 I ´ 厳気象対応調整力契約の契約者とが同一であることは求めません。)が締結されていること等が必要です。一方、電源等が DR を活用したものである場合、一般送配電事業者との間で託送約款にもとづく接続供給契約(接続供給契約の契約者と電源 I ´ 厳気象対応契約の契約者とが同一であることは求めません。)が締結されていること等が必要です。(発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、以下「属地 TSO」といいます。)
- ■当社が属地 TSO となる場合、電源 I ´ 厳気象対応調整力に応札する電源等と同一の電源等を用いて、別途募集する電源 I 周波数調整力または電源 I 需給バランス調整力へ、その容量の全部または一部を重複して入札を行なうこと(以下「重複入札」といいます。)は可能といたします。その場合の落札判定は、電源 I 周波数調整力、電源 I 需給バランス調整力、電源 I ´ 厳気象対応調整力の順に実施し、落札となった電源等については以降の応札の評価対象外といたします。なお、同

- 一募集枠への重複入札はできないものといたします。
- ■当社が属地 TSO となる場合、電源 I ´ 厳気象対応調整力に応札する電源等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で、別途募集する電源 I 周波数調整力または電源 I 需給バランス調整力へ入札を行なうこと(以下「複数入札」といいます。)は可能といたします。ただし、同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。
- ■応札者は、それぞれの入札が重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にしていただきます。
- ■当社への入札と同一の電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合、それぞれの入札がいずれの一般送配電事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象であるかを応札時に明確にしていただきます。この場合、いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名(契約電源等名称)として下さい。また、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合は、当該複数の需要家がすべて一致することが必要ですが、この場合において、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認下さい。
- ■応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、すみやかに書面により 当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の 対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。入札辞退 者の入札書はすみやかに返却いたします。
- ■本要綱にもとづく電源 I ´ 厳気象対応調整力契約(および同時に締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約)は、全て日本法にし たがって解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- ■応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。
- ■応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能ですが、 グループ各社が日本国において法人格を有するものといたします。グループで応 札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を明ら かにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合 は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負 うものといたします。
- ■以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が本入札の応札を希望する場合は、原則として、そのうち一の者より応札するか、ジョイント・ベンチャーとして応札してください。なお、個別に応札する場合は、入札書(様式1)の「16資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いします。
  - (1) 資本関係

- イ会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合
- 取 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
  - イ 一方の会社等の役員 (株式会社の取締役 (指名委員会等設置会社にあっては 執行役)、持分会社 (合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。) の 業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下 同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - □ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会 社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」と いいます。)を現に兼ねている場合
  - n 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他、上記(1)または(2)と同視しうる関係
- ■当社、属地 TSO または落札者が第三者と合併または電源 I ´厳気象対応調整力契約 (および同時に締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約) に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源 I ´厳気象対応調整力契約 (および同時に締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約) 承継の詳細な取扱いについては、添付する電源 I ´厳気象対応調整力標準契約書(または電源 II 周波数調整力標準契約書もしくは電源 II 需給バランス調整力標準契約書)を参照してください。
- ■応札に伴って発生する諸費用(本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、契約協議に要する費用等)は、全て応札者で負担していただきます。
- ■入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円 貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。 レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにそ の和訳を正式な書面として提出してください。
- ■入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます
- ■契約希望者は2023年10月以降、インボイス制度が導入されるため、適格請求書 発行事業者の登録が必要となります。

## 2. 守秘義務

■応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は以下の目的に限り、必要最小限の範囲で関係する一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)または監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。

- (1) 本要綱第5章の入札単位における設備(または需要家)の重複確認
- (2) 複数入札の妥当性確認および本要綱第7章 (評価および落札案件決定方法) における、落札案件を一意に決定するため
- (3) 広域機関が、供給力の二重計上防止の観点から、発電事業者および小売電気事業者から広域機関に提出された供給計画の内訳とこの入札要綱にもとづき応札された発電設備または負荷設備等の内訳を比較するため
- (4) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の報告要請があった場合

### 3. 問合せ先

■本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記のメールアドレスにより受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社問合せ専用メールアドレス: chouseiryoku-rfc@nw.rikuden.co.jp

# 第3章 用語の定義

# 1. 契約関連

用語	定義
電源 I ´ 厳気象対応 調整力契約電力	電源 I ´厳気象対応調整力として契約する電源等(以下「契約電源等」といいます。)との契約電力(kW)で、当社または当社から依頼を受けた属地 TSO の指令(以下、本要綱の指令に係る記載において、特段の規定が無い場合は、同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地 TSO」に読み替えるものといたします。)にしたがい運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。 なお、DRを活用した負荷設備等の場合は、属地 TSO の託送約款における損失率を考慮したものといたします。
電源Ⅱ周波数調整力契 約	周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、 電源 I 周波数調整力および電源 II 周波数調整力と締結する 契約をいいます。
電源Ⅱ需給バランス 調整力契約	需給バランス調整対応のために活用することを目的とし、電源 I 需給バランス調整力および電源 II 需給バランス調整力と締結する契約をいいます。
電源 I ´ 厳気象対応 調整力契約	容量市場が開設されるまでの供給力確保策として、過去 10 年の中で最も猛暑・厳寒であった年度並みの気象を前提とした需要(厳気象 H1 需要)において、平均的な電源トラブルやそれを一定程度上回る供給力低下が発生しても、国からの特別な要請に基づく節電に期待する(場合によっては計画停電に至る)といった状況に陥らないようにすることを主な目的とし、オンライン(簡易指令システムを用いたものを含む)で上げ調整力を指令できる電源等を対象に、当該契約kWの確保・待機とその対価としての固定費支払について締結する契約をいいます。
運転継続時間	契約電源等が、契約電力で運転を継続できる時間をいいます。
運転継続可能時間	契約電源等に当社が運転継続を求める時間をいいます。
電源 I ´ 厳気象対応 調整力提供可能時間	平日時間のうち、当社の指令にしたがい発電等が可能な状態 で維持することが可能な時間 (9~20 時の最大 11 時間) をい います。
計画外停止日数	契約電源等が、事故あるいは計画になかった補修等で停止 (送電設備の故障による停止は別途協議いたします。) に至った日数をいいます。
基本料金	契約電源等が kW を供出するために必要な費用への対価をい

	います。入札時に確定した価格を6で除し、毎月精算いたし
	ます。
	当社指令により、契約電源等が起動・運転または需要抑制を
	行ない、電力量(kWh)を供出するために必要な費用への対
   従量料金	価をいいます。電源I´厳気象対応調整力契約(または、当
(化里代金	社エリアに設置されている契約電源等で別途契約する電源
	Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契
	約)にもとづき精算いたします。
	従量料金を算定する際に利用する単価をいいます。燃料費等
	の情勢を反映するため、契約者から原則として毎週提出して
	いただきます。本要綱において定める申出単価の種類は、上
	げ調整単価 (V1) のみがあります。
	※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めます
申出単価	が、下げ調整にも応じていただける契約電源等においては、
	下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価(V2)
	を設定いたします。このような契約電源等との契約(電源 I
	´厳気象対応調整力契約)の詳細については、電源 I ´厳気
	象対応調整力契約書(標準契約書)および端境期における調
	整力提供に関する覚書をもとに別途協議いたします。
  上げ調整単価 (V1)	当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加
工() 购金牛训 ((1)	した kWh に乗じて支払う単価をいいます。
下げ調整単価 (V2)	当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少
「V) 碗笼平៕(V2)	した kWh に乗じて受け取る単価をいいます。

# 2. 電源分類・需給関連

用語	定義
	当社があらかじめ確保する専用線オンラインで周波数調整
電源Ⅰ周波数調整力	できる電源等のうち、当社と電源Ⅰ周波数調整力契約を締結
	する電源等をいいます。
電源 I 需給バランス	当社があらかじめ確保する専用線オンラインで需給バラン
	ス調整できる電源等のうち、当社と電源Ι需給バランス調整
調整力	力契約を締結する電源等をいいます。
電源 I ´ 厳気象対応	10 年に 1 度の厳気象時等のために当社があらかじめ確保す
調整力	る需給バランス調整ができる電源等をいいます。
	当社から専用線オンラインでの周波数調整ができる電源等
最近 T 国	(電源 I 周波数調整力を除きます。) で、ゲートクローズ以
電源Ⅱ周波数調整力	降余力がある場合に周波数調整に利用することが可能なも
	のをいいます。

用語	定義
	当社から専用線オンラインでの需給バランス調整ができる
電源 Ⅱ 需給バランス	電源等(電源I需給バランス調整力を除きます。)で、ゲー
調整力	トクローズ以降余力がある場合に需給バランス調整に利用
	することが可能なものをいいます。
	当社から専用線オンラインまたは簡易指令システムでの需
- 電源 π ´ 低油電公	給バランス調整ができる電源等(電源 I 需給バランス調整お
電源Ⅱ~低速需給	よび電源Ⅱ需給バランス調整力を除きます。) で、ゲートク
バランス調整力	ローズ以降余力がある場合に需給バランス調整に利用する
	ことが可能なものをいいます。
電池 III	当社から専用線オンラインまたは簡易指令システムでの調
電源 <b>Ⅲ</b> 	整ができない電源等をいいます。
~ 11 マ電冊	当社の供給区域(離島を除きます。)で消費される電力をい
エリア需要	います。
	ある月における毎日の最大電力(1時間平均)の最上位1日
H1 需要 	のものをいいます。
IIO TO TO	ある月における毎日の最大電力(1時間平均)を上位から3
H3 需要 	日とり平均したものをいいます。
	猛暑および厳寒により10年に1 度程度の高需要が発生する
厳気象発生月	可能性のある月をいいます。当社では発生月を夏期(7~9
	月)および冬期(12~2月)といたします。
(元 √△ ィ \ _ ` ) ́ ́ ́	想定される需要に対して、供給力が不足する状態のことをい
常給ひつ迫 	います。
平日時間	厳気象発生月の平日における、 9 時~20 時をいいます。
古母もお妻外バニン	各一般送配電事業者が算出しているエリアの予備率ではな
広域的な需給バラン	く、地域間連系線の混雑がない範囲の広域的な予備率を踏ま
ス調整	えた需給バランスの調整のことをいいます。
	容量市場で落札された発動指令電源が、契約容量以上の供給
実効性テスト	力を供出できることを確認するためのテストのことをいい
	ます。実需給期間の2年度前に実施するとされています。

# 3. 発電機能関連

用語	定義
	当社が需給バランス調整を行なうため、中央給電指令所か
	ら、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、
専用線オンライン指令	需給バランス調整機能を具備した電源等へ運転(出力調整)
	を指令することをいいます。中給~発電所等の間で通信設
	備等が必要となります。

用語	定義
/ W W H	揚水発電所において、発電電動機を用い水車(タービン)
ポンプアップ揚水運転	をポンプとして利用して、下池から上池へ水を汲み上げる
	ことをいいます。
Arta El II.a. A	専用線オンライン環境を有さない事業者への対応として構
簡易指令システム 	築するシステムをいいます。
	属地 TSO が維持・運営する電力系統に接続する電源に求め
系統連系技術要件	る技術的な要件をいい、託送約款の別冊にて規定いたしま
	す。
	需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バラン
DR	スを保つ仕組みのことをいいます。(DR:Demand response
	の略)
	本要綱においては、需要家の需要抑制等による順潮流(一
ネガワット	般送配電事業者が運用する電力系統から需要家の構内側へ
	向かう電力の流れ)の増加のことをいいます。
	本要綱においては、発電設備の増出力による逆潮流(発電
ポジワット	設備等の設置者の構内から一般送配電事業者が運用する電
	力系統側へ向かう電力の流れ)の増加のことをいいます。
アグリゲーション	本要綱においては、複数の需要家の需要抑制または発電設
	備の増出力を束ねることをいいます。
	複数の DR 可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御す
アグリゲータ	ることにより、一般送配電事業者に調整力を提供する事業
	者のことをいいます。
	DR を実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電
調整力ベースライン	力または一定期間の負荷消費電力量に属地 TSO の託送約款
	における損失率を考慮したものをいいます。
	電源I、I´など一般送配電事業者と調整力に関する契約
   調整電源	を締結し、一般送配電事業者がオンライン(簡易指令シス
	テムを用いたものを含む)で出力調整できる電源等のこと
	をいいます。
   非調整電源	電源Ⅲなど調整電源に該当しない電源等のことをいいま
/	す。
	単独または複数の発電所を保有する発電者の集まりで組成
   発電バランシンググル	されるグループのことで、インバランス算定の単位となり
ープ(発電 BG)	ます。なお、電源I´厳気象対応調整力として供出する場
	合は、対象発電機(発電所)毎に単独の発電バランシング
	グループを設定する必要があります。

# 第4章 入札スケジュール

2022 年度における入札募集から、落札者との電源 I ´ 厳気象対応調整力契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむをえない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/1 ~ 8/1	①入札実施の公表 および意見募集 (RFC)	当社は、次年度分の電源 I ´厳気象対応調整力を調達するための「電源 I ´厳気象対応調整力募集要綱案」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、要綱案の仕様・評価方法について、意見募集を行ないます。応札者は、「電源 I ´厳気象対応調整力募集要綱案」を参照のうえ、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて意見募集期間中に専用メールアドレスに意見を提出して下さい。
8/2 ~ 8/31	②募集要綱の確定	当社は、意見募集で頂いた意見や関係機関の検討状況等を反映した「電源 I ´ 厳気象対応調整力募集要綱」を制定いたします。
9/1 ~ 10/31	③入札募集	当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、 本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、入 札募集期間中に応札して下さい。
11/1 ~ ~ 12/8	④落札候補者選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法にしたがって評価し、落札者を選定いたします。
12/9	⑤落札者決定 結果公表	当社は、落札者決定後、入札募集手続きの結果を公表いたします。
12/10 ~ 2/28	⑥契約協議	当社は、落札者と電源 I ´厳気象対応調整力契約に関わる協議を開始し、契約いたします。

# 第5章 募集概要

電源I、厳気象対応調整力の募集内容および満たすべき要件は、以下のとおりです。

		<b>集内谷および満たすべき要件は、以下のとおりです。</b>
項目	募集要件	説明
	10.9万kW	■当社供給区域における2023年度送電端H3 需要
募集容量		(公募時点では513 万kW を想定)の3.0%から、
		エリア内に期待できる増負荷運転分等を差し
		引いた 10.9万 kW といたします。
		■電源 I ´ 厳気象対応調整力提供期間は、2023 年
		7月1日から2023年9月30日および2023年
調整力		12月1日から2024年2月29日といたします。
過至力   提供期間	_	■ただし、12月29日~1月3日ならびに、それら
1. 医一种间		の日以外の土曜日、日曜日および「国民の祝日
		に関する法律」に規定する休日は対象外といた
		します。
		■当社、中部電力パワーグリッド株式会社または
		関西電力送配電株式会社の系統に連系する電
		源等(離島および連系線を経由して当該一般送
		配電事業者の電力系統に接続するものを除き
		ます。)で、当社中央給電指令所からの専用線
		オンラインまたは簡易指令システムによる指
		令により出力調整可能な電源等といたします。
		■入札時点で営業運転を開始していない発電設
	当社、中部電力パワ	備等、および専用線オンラインまたは簡易指令
	ーグリッド株式会	システム設備を具備していない場合、提供期間
	社または関西電力	の開始までに発電設備等の試運転や必要な試
対象電源	送配電株式会社の	験、および専用線オンライン設備または簡易指
	系統に連系するオ	令システムの具備が完了していることが必要
	ンラインで出力調	です。
	整可能な電源等	■計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な
		場合、調整力提供期間までに必要な対応工事・
		試験が完了していることが必要です。
		■使用する燃料については、特に指定いたしませ
		んが、提供期間を通じて安定して調達できるこ
		とが条件となります。
		■一部機能・性能等が要件を満たさない発電設備
		等の申込については、運用方法等を別途協議の
		上、取扱いについて当社が判断いたします。

	_	T
		■当社中央給電指令所からの専用線オンライン または簡易指令システムによる信号により、3
		時間以内に出力調整可能な上げ量が 1,000kW
最低入札量	1,000kW以上	以上であることが必要です。
		■よって、最低入札量は 1,000kW (1kW 単位) と
		いたします。
		■発電設備を活用して応札される場合は、原則と
		して発電機等を特定して、容量単位で実施して
		いただきます。なお、例外として契約受電電力
		が最低入札量未満であるもの、契約受電電力が
		最低入札量以上ではあるが発電設備単体で最
		低入札量を供出できない(※1)電源、または
		提供期間を通じ最低入札量を供出することが
		できない(※2)電源については、複数の発電機
		をまとめ、その合計が最低入札量以上となるア
		グリゲーション及び、これらと DR を活用した
		アグリゲーションの組合せにおいて入札いた
		だけます。アグリゲーションの組み合わせと入
		札可否の詳細については、第9章および別途公 表する資料をご確認ください。
		表りる質科をご確認ください。   ※1 発電機ごとに計量器が取り付けられてい
		る場合に限ります。
入札単位	原則、容量単位	※2 提供期間を通じ最低入札量以上を供出で
		きないことを確認できる資料を入札時に
		提出し、当社が認めた場合に限ります。
		■DR を活用して応札される場合は、本要綱に定め
		る要件を満たすことのできるアグリゲータが、
		容量単位で入札していただきます。なお、複数
		の需要者または発電設備のアグリゲーション
		によって1入札単位とする場合、DR および発電
		設備を活用するすべての地点が同じ一般送配
		電事業者と接続供給契約または発電量調整供
		給契約を締結している必要があります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		■応札した契約電力は、設備容量(発電機であれ
		ば定格電力、DR 設備であれば需要抑制により供
		出可能な電力) の範囲内においてのみ有効とい
		たします。応札後に設備容量を超過していたこ
		とが明らかとなった場合、または応札 kW 供出

		の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落
		札評価対象から除外いたします。
		■複数の応札者が同一の設備を用いて応札され
		る場合において、当該設備(または需要家)の
		重複のおそれがあるときは、当該設備(または
		需要家)を用いて応札された全応札者に対し、
		その旨を通知し、追加資料の提出等を受けて、
		当該設備(または需要家)の応札 kW の妥当性
		を確認いたします。
		当社からの通知の翌日から起算して当社5営
		業日以内に回答がない場合、または当該設備
		(または需要家)の重複に係る確認の結果、当
		該設備(または需要家)の応札 kW が設備容量
		以内で明確に区別・区分できない場合には、応
		札案件評価において、当該設備(または需要家)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		を除外いたします。応札者は、その旨を十分に
		ご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要なる。
		要家に周知して理解・承諾させること等、必要
		な対応をお願いいたします。
  上限単価の		■当社は容量単価(円/kW)について上限単価を
上欧年価の一設定	_	設定し、評価用単価がその単価以下となる入札
<b>双</b> 足		案件を審査対象といたします。
<u> </u>		

当社中央給電指令所からの専用線オンラインまたは簡易指令システムによる指令で制御可能とするために必要な設備要件は原則として以下のとおりといたします。

#### 設備要件

# 詳細

(1) 専用線オンラインでの契約申込の場合、需給バランス調整に必要な下記信号を送受信する機能を具備していただきます。

#### ■受信信号

- ・属地 TSO の中央給電指令所からの調整指令信号※
- ※属地 TSO からの契約設備に対する出力指令を受信していただきます。なお、原則として運転継続時間 (3 時間) にわたり調整を実施した後、自主的に契約設備の計画値に復帰していただきますので、属地 TSO から別途復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

## ■送信信号

- ・属地 TSO の中央給電指令所からの調整指令了解信号\*\*
- ※属地 TSO からの受信信号に対する打ち返しとし、属地 TSO からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨を、属地 TSO からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については調整完了の旨をそれぞれ通知いただくものといたします。(詳細は別途協議いたします。)

信号

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティー対策として「電力制御システムセキュリティーガイドライン」(JESC Z0004)へ準ずる必要があります。加えて、属地 TSO の電力制御システムに接続することになるため、属地 TSO が定めるセキュリティー要件にしたがっていただきます。なお、ガイドライン改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします。

(2) 簡易指令システムでの契約申込の場合、需給バランス調整に必要な下記信号を送受信する機能を具備していただきます。

なお、電力系統への影響を考慮し、アグリゲータが束ねるリソースが 100万kW を超える場合は、100万kW 以下に分割していただく必要性があります。

#### ■受信信号

- ・当社中央給電指令所からの調整指令信号
- ・当社中央給電指令所からの調整指令変更信号
- 当社中央給電指令所からの調整指令取消信号

#### ■送信信号

- ・当社中央給電指令所からの調整指令可否信号※
- ※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものといたします。

設備要件	詳細
	なお、当該機能について、事業者は電力システムのセキュリティ
	設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独
	立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソー
	ス・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガ
	イドライン」のセキュリティー要件に準拠した対策が必要となりま
	す。なお、ガイドライン改定の際にはすみやかに最新版を参照およ
	び最新版に準拠いただくものといたします。
	通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠いたします。OpenADR
	2.0 Profile Specification B Profile およびデマンドレスポンス・
	インタフェース仕様書を参照してください。

運用要件他	詳細
3時間以内に出力増加可能	■平日時間において、当社中央給電指令所からのオンライン指令により、3時間以内に電源 I ´ 厳気象対応調整力契約電力の出力増加が可能であることが必要です。 ■なお、運用要件の範囲内において、当社供給区域の予備率によらず広域的な需給バランス調整等のために電源 I ´ 厳気象対応調整力を活用いたします。なお、詳細については当社ホームページにて別途公表する「広域予備率に基づく電源 I ´ 発動について」を参照してください。 ■原則として 3 時間にわたり当社の指令に応じた運転継続が可能
原則3時間提供可能	であることが必要です。 ■契約電力相当で連続運転可能な時間が 3 時間に満たないものは、所定の計算方法で算定し、落札者決定過程で評価いたします。
平日時間におけ る発動回数が 12 回以上	<ul> <li>■平日時間における当社からの指令による発動回数に制限を設けることを希望される場合については、応札時に申し出ていただきます。ただし、発動回数は12回以上で設定していただきます。</li> <li>■平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超過する場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。</li> <li>■当社からの電力の供出指令および要請は、同日中に1回を基本といたしますが、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行う場合があります。また、連日の発動となる場合があります。</li> </ul>
定期点検補修作業	■提供期間における平日時間において、当社からの指令に応じて 頂く必要がありますので、定期点検、補修作業等による停止は できません。
需給運用への参加運用要件の遵守	<ul> <li>■当社の求めに応じて契約電源等の発電計画値(DRを活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含みます。)や発電可能電力、発電可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。</li> <li>■当社が調整力を必要とする3時間前に指令を行なった場合、属地TSOの託送約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。</li> <li>■系統安定上の制約で電源等の出力抑制が必要となった場合は、すみやかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。</li> <li>■トラブル等、不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。</li> </ul>

技術的信頼性	<ul> <li>■応札していただく電源等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であれば DR実績 (DR実証試験による実績を含みます。)を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源 I が 厳気象対応調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保していただきます。</li> <li>■設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。</li> <li>・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出・過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出・当社からの専用線オンラインまたは簡易指令システムからの指令による性能確認試験の実施・現地調査および現地試験・その他当社が必要と考える対応</li> <li>■電源 I が 厳気象対応調整力の供出量の妥当性を検証する等の目的で、当社が契約者、または関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、実績データの提出及びヒアリングを求めた場合は、その求めに応じていただきます。</li> </ul>
準拠すべき基準	■応札していただく電源等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。
電気事業法に定 める手続きの実 施	■契約者は、厳気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、提供期間の始期まで事業開始可能な状態として頂く必要があります。
電力量不足に起因する需給ひっ 迫への対応に伴う協力要請	■「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」および「制度設計専門会合」等で電力量不足時の対応方法の一つとして、電源 I′の長時間発動について議論・整理されたことを受け、可能な範囲での協力をお願いすることがあります。また、今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひつ迫への対応としての調整力供出等について、別途協議させていただくことがあります。

# 第6章 応札方法

# 1. 入札書提出

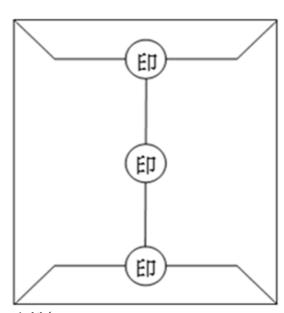
応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部(本書1部、写し1部)提出して下さい。

提出された入札書(写し含む)は返却しませんので、あらかじめ了承願います。

提出書類	入札申込書 (様式 1) および添付書類
提出方法	入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ持参ください。
+111111111111	富山県富山市牛島町 15-1
提出場所	北陸電力送配電株式会社 電力流通部
	2022年9月1日(木)~2022年10月31日(月)
	・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前 10 時~午前 12 時および
	午後1時~午後4時とさせていただきます。
   募集期間	・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提
	出の際には事前に下記までご連絡をお願いいたします。
	【ご連絡先】
	北陸電力送配電株式会社 電力流通部 広域運用チーム
	メールアドレス:chouseiryoku-rfc@nw.rikuden.co.jp
入札を無効	・記名捺印のないもの
とするもの	・提出書類に虚偽の内容があったもの

・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。

# 



- ※1 入札される契約電源等名称を記載してください。
- ※2 入札内容の確認や落札結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

# 2. 入札書への添付書類

入札書には、以下の書類を添付し提出して下さい。

なお、入札書類および印鑑証明書は電子データでの提出は認められませんが、(7) 供出設備に関する情報がわかる書類(添付書類)について、例えば地点数が多い入札 案件などで添付書類が膨大となる場合は、入札前に当社へ事前相談の上当社が認めた 場合のみ、電子データでの提出を可能とします。

- (1) 入札書(様式1)
- (2) 応札者の概要 (様式 2)
- (3) 電源等の仕様(様式3、3-1、3-2)
- (4) 運用条件に関わる事項(様式7)
- (5) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書
- (6) 供出設備に関する情報が分かる書類(添付書類)
- ※様式 4、5、6 は不要(欠番)です。
- ※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。
- ※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとしてください。
  - ・応札者が収入割を含む場合は、料金支払い時に事業税相当額(収入割に相当する金額に限る。)を加算いたしますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。
  - ・応札者が収入割を含まない場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしま せんので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。
- ※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、上限電力 量単価には含めないでください。

## 3. 郵送による入札書の提出

郵送で応札する場合、以下の点に留意のうえ、第6章1.提出場所へ郵送してください。なお、郵送の場合、添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

- (1) 入札書は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印うえ郵送してください。封筒 の表面に宛先に加え「入札書在中」と記載してください。
- (2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。
- (3) 募集期間中の必着となるよう郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。
- (4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。
- ※「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。

# 第7章 評価および落札者決定の方法

- ■応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに 確認いたします。
- ■「満たすべき要件に適合している応札者」を評価対象といたします。
- ■以下の評価方法により、落札者を決定いたします。

## 1. 評価用単価の算定

■次式のとおり評価用単価を算定いたします。

評価用単価 = 容量価格/電源 I ´ 厳気象対応調整力契約電力

×運転継続可能時間(3時間)/運転継続時間※1

×11 時間/電源 I ´ 厳気象対応調整力提供時間<sup>※2</sup>+電力量単価

電力量単価 = 電力量価格/電源 I 放気象対応調整力契約電力

電力量価格 = 電源 I  $\acute$  厳気象対応調整力契約電力 $\times$  想定発動回数(7 回 $^{\times 3}$ )

×運転継続可能時間(3時間)×上限電力量単価

- ※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とする。
- ※2 電源 I ´ 厳気象対応調整力提供可能時間が 11 時間を超過する場合は 11 時間と いたします (9時~20 時の間)。
- ※3 第 62 回制度設計専門会合 (2021. 6. 29) 資料 6-1 にて整理された値を採用して おります。

#### 2. 落札者の仮決定

- ■算定した評価用単価が安価な入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として仮決定いたします。(この時の募集容量と応札量の累計値との差を、以下「最終必要量」という。) ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(3時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値としてみなし、また電源 I ´厳気象対応調整力提供可能時間が1日のうち11時間未満の場合は応札量を11時間で除して電源 I ´厳気象対応調整力提供可能時間を乗じた値としてみなします(途中計算過程における端数処理は行わず、計算結果の小数点以下を切り捨てます。)
- ■上記により仮決定した落札案件を除いた残りの入札案件については、最終必要量を充足するまたは超過する最も経済的な(容量価格と電力量価格の合計額が最も安価となる)組み合わせにて落札案件を仮決定いたします。(この仮決定にあたっては、入札書(様式1)の項目 13 に記載の調整契約電力による応札も加味したうえで対象を選定します。)

- 3. 競合案件発生時等の取り扱い
  - ■仮決定にて仮決定した案件のうち、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件(以下「競合案件」という。)は、属地 TSO である一般送配電事業者が落札するものとし、属地 TSO 以外の一般送配電事業者は当該案件を除いて、4. 落札者の仮決定の再評価を行います。(これを属地 TSO を含む競合案件がなくなるまで行います。)
  - ■次に属地TSOである一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件(以下「属地外競合案件」)があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者で4.落札者の仮決定の再評価を行い、最高容量価格(募集容量に達する案件の容量価格)が高い(募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい)一般送配電事業者が落札するものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いて4.落札者の仮決定の再評価を行い落札案件を決定します。なお、属地外競合案件(当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む)が複数ある場合は、全ての属地外競合案件がなくなるまで、最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行います。

### 4. 供給信頼度評価の実施および落札案件の決定

- ■3. 競合案件発生時等の取り扱いのプロセスを実施した後、各一般送配電事業者は選定結果を広域機関へ通知し、広域機関は各一般送配電事業者の選定結果を踏まえて供給信頼度評価(以下、「EUE 評価」といいます。)を実施いたします。
- ■EUE 評価結果が不適合だった場合、不適合の要因となった地域間連系線混雑対象エリア(以下「混雑エリア」といいます。)の系統に連系する契約電源等を活用する案件で最も評価順位の低い案件を除き、「2. 落札者の仮決定」「3. 競合案件発生時等の取り扱い」のプロセスにて落札候補案件とならなかった案件のうち、混雑エリア以外の系統に連系する契約電源等を活用する案件のみを対象として、「2. 落札者の仮決定」「3. 競合案件発生時等の取り扱い」の方法に準じて落札候補案件を選定いたします。
- ■その結果を広域機関へ通知し、再度 EUE 評価を実施いたします。これらのプロセスを全ての一般送配電事業者の EUE 評価が適合となるまで繰り返し、最終的に残った案件を落札案件として決定いたします。
- ※ EUE 評価については、広域機関にて公表する資料を参照してください。広域機関 HP: https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/index.html

#### 7. 契約協議

■落札者と電源 I ´ 厳気象対応調整力契約書(標準契約書)にもとづき、契約の協議を行ないます。

# 第8章 契約条件

主たる契約条件は以下のとおりとします。

契約項目	契約条件	説明
基本料金*	容量価格を月ごと に分けて支払い	■容量価格を基本料金とし、6で除して月ごとに分けて翌月に支払うものといたします。 ■端数は最終月分で調整するものといたします。
従量料金**	当社指令による kWh 調整費用を各 月ごとに支払い	■契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。契約者があらかじめ需給調整市場システムに登録した各単価(以下「初期登録単価」という。)に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録していただきます(契約設備が需給調整市場に関する契約が締結されていない場合)であっても、需給調整市場システムへの登録が必要です。)。  ■契約者は、毎週火曜日14時までに、週間単位(当該週の土曜日から翌週金曜日まで)の料金に適用する上げ調整単価、下げ調整単価(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)を需給調整市場システムに登録していただきます。なお、当該期限までに単価の登録が行なわれなかった場合、初期登録単価を適用することといたします。  ■単価については、燃料費等のコストを勘案してください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。また、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。  ■毎週火曜日14時までの単価登録以降に単価を変更する場合は、当社が発電等を指令する時間帯の各30分コマの始期の6時間前までに行なっていただきます**。また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととします。 ※今後の制度設計専門会合等での議論結果により見直しを行う可能性があります。  当社指令による上げ調整費用(上げ調整量×上げ

		調整単価)、下げ調整費用(下げ調整量×下げ調整単価)に係る料金を各月ごと(kWh確定の翌月)に精算いたします。  ■上げ調整費用算出に使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、応札時の電力量価格を上限値とします。(下げ調整に応じて
		いただける契約者の下げ調整単価も同様です。) ■上げ調整のみに応じていただける契約者におい
		て、当社からの上げ指令にも関わらず、30 分単
		位の計量の結果が下げ調整となっていた場合、当
		該コマの属地 TSO のインバランス価格にて属地
		TSOと契約者間で精算するものといたします。
		■下げ調整に応じていただける契約者において、当
		社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動となっ
		ている場合、料金精算は行ないません。
		■原則として発電機ごとに記録型計量器を取り付け、30分単位で計量を実施いたします。
		■ただし、発電機ごとに計量できない場合は、別途
		協議により計量器の仕訳を実施いたします。
		■DR を活用した契約を希望される場合は、当社託
		送約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベース
		ラインの設定、ならびに当社からの指令にもとづ
	原則として、発電機	く調整力ベースラインからの出力増(需要減)を
計量器	ごとに計量器を設	特定できる前提においては、本要綱のみにもとづ
	置	く計量器の設置・取り替えは不要といたします。
		具体的には、アグリゲータが集約する需要家の状況(きしまり)を探する。個別
		況(計量器の種類・設置形態等)を踏まえ、個別
		に協議させていただきます。 ■計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量
		器は当社が選定し、原則として、当社の所有とし
		て当社が取り付け・取り替え、その工事費の全額
		を契約者から申し受けるものといたします。
	調整力提供期間に	■調整力提供期間における平日時間においては、電
	おける平日時間に	源I ´厳気象対応調整力契約における電源等の
目的外利	おいて電源I´厳	うち、契約電力分については、当社の指令にした
用の禁止	気象対応調整力を	がった運転および待機が必要であるため、当社の
	用いた当社以外へ	承諾を得た場合を除き、当社への電源 I 厳気象
	の電力供給は不可	対応調整力提供の目的以外に活用しないことと

- いたします。ただし、容量市場で落札された発動 指令電源の実効性テストとして、契約電源等の全 部または一部を活用する場合は除きます。
- ■調整力提供期間における平日時間外においては、 当該契約電源等の活用に特段の制限はありません。
- ※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたします。一方、属地 TSOが支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

契約項目	契約条件	説明
運用要件	運用要件の遵守	■契約者は、電源等について本要綱第5章に定める運用要件および電源I ´ 厳気象対応調整力契約書における運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむをえない事由がある場合を除き、当社の指令にしたがっていただきます。
停止日数	計画外停止	<ul> <li>■平日時間において、契約者の設備トラブルや定検等、または当社が調整力の提供を受けるためにあらかじめ確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合等、当社の責とならない事由で電源 I が 厳気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日(契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。)を、原則として、停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。</li> <li>■なお、原則前日 12 時までに電源 I が 厳気象対応調整力を供出可能な代替電源等を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。</li> <li>■設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。</li> </ul>

の定検等 象対なった ストランのででは、 のが翌とでである。 ■ 対にでいる。 を対して、 をがして、 をがし、 とがし、 とがし、 とがし、 とがし、 とがし、 とがし、 とがし、 と	説明 において、契約者の設備トラブルや計画外 、当社の責とならない事由で電源 I 一 厳気 整力の全部または一部を当社に提供できな 30 分単位のコマに対し、契約電力未達時割 (契約電力未達時割戻対象時間は発生当日の を算定し、翌々月分の料金から割り引くも します。ただし、契約電力未達時割戻料金 分の料金よりも多い場合は、その差額を当 っていただきます。 未達時割戻料金の算定式 力未達時割戻料金= の未達度合い合計÷(発動回数 <sup>※1</sup> ×運転継続 30 分コマ数) ×基本料金×1.5
(電源 I ー調整 ・電源 I ー調整 ・電源 対象	(全) (音) (音) (音) (音) (音) (音) (音) (音) (音) (音
※2 調	1

- ※3 調整電力量は一部供出電力を上限といたします。
- ■なお、発動指令電源と電源 I で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I の同時指令をする場合、もしくは実効性テスト指令後に電源 I 発動を指令する場合は、電源 I の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱います。具体的な指令値としては、契約電力を各契約電源等の供出電力の合計値で除し、発動指令電源と重複していない契約電源等の供出電力の合計値で乗じた値\*(小数点第一位を四捨五入)を指令することとし、未達度合い算定式における電源 I 厳気象対応調整力契約電力を実効性テスト控除指令量に読み替えます。

※上記を標準的な算出方法としますが、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させて頂きます。

契約項目	契約条件	説明
契約の解除	契約の遵守を著 しく怠った場 合、契約の解除 が可能	<ul> <li>■いずれか一方が契約の遵守を著しく怠った場合、その相手方が書面をもって契約履行の催告を行ない、催告後、30日を経過しても契約履行しなかった場合、契約を解除することができるものといたします。</li> <li>■契約の解除において、その責に帰すべきものの相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべきものは解除により生ずる相手方の損害を賠償することといたします。</li> <li>■契約者の厳気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが、提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなった場合、当社は、厳気象対応調整力契約を解除できるものといたします。</li> </ul>
アータ	要件	■アグリゲータが電源 I ´ 厳気象対応調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 (1) アグリゲータが当社指令に応じて電源 I ´ 厳気象対応調整力を提供すること。 (2) アグリゲータが供出する電源 I ´ 厳気象対応調整力が 1,000kW 以上であり、かつ、アグリケータが複数の需要家を東ねて電源 I ´ 厳気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。 イ 需要家に対して、次の(イ) および(ロ)の事項を定めた電源 I ´ 厳気象対応調整力供出なること。 イ 需要家に対して、次の(イ) および(ロ)の事項を定めた電源 I ´ 厳気象対応調整力供出な発電等出力増の場に出すことができること。 (イ) 発電等出力増の実施頻度および時期ロ 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 ハ 需要家の保護の観点から適せな情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。コーニーの表別を確認は、対対の表別を確保する契約等の必要な対がなされていて、本要網による電源 I ´ 厳気象対応調整力契約の履行に支障をきたさないこと。 (3) 需要者に係る接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

	(4)電源 I が 厳気象対応調整力の算定上、需要場所が託送約款の(計量)の技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があって、計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。 (5)アグリゲータが、需要家に託送約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾なすること
試験	の承諾をすること。  ■原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。 ■ただし、運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。  ■確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担といたします。
その他	■その他、アグリゲータと需要家の間で、当社の指令による電力供出が不足なく実施できるための契約等が締結されていることが必要です。 ■調整力ベースラインの設定にあたっては、託送約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。

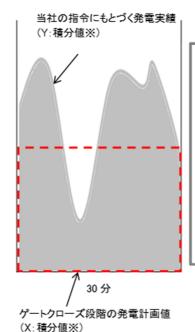
# 第9章 その他

- 1. 上げ・下げ単価の設定について
  - ■電源 I ´ 厳気象対応調整力契約を締結した電源等(契約者)は、当社の指令に応じる kWh 対価をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。なお、価格設定にあたっては、燃料費等のコストを踏まえた設定としてください。
  - ■発電設備等を活用した場合は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。))を乗じて対価を算定いたします。

V1:上げ調整を行なった場合の増分単価(円/kWh)を設定

V2:下げ調整を行なった場合の減分単価(円/kWh)を設定

- ■負荷設備等を活用した場合は、調整力ベースラインと実績との差分電力量に託送 約款における損失率を考慮したうえで、上記の上げ調整単価、下げ調整単価を乗 じて対価を算定いたします。
- ■当社の指令に応じる申出単価については需給調整市場システムに登録(火曜日 14 時まで)していただきますなお、契約設備等が電源設備の場合であって、入船トラブル、燃料切替時またはユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については変更協議を行ないます。



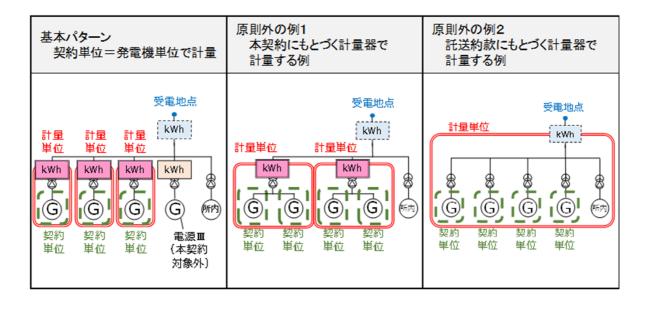
発電設備を活用した契約者の場合、託送約款上、BG 最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と当社の対価の授受として

- □Y-X>0の場合(DRを活用した契約者の場合は X-Y) 差分\*V1を当社が契約者に支払い
- □Y-X(のの場合(DRを活用した契約者の場合は X-Y) 差分\*V2を当社が契約者から受領
- □Y-X=0 の場合(DRを活用した契約者の場合は X-Y) 対価の 授受は発生しません
- 口当社が BG 最経済計画と異なる起動を指令した場合 V3 を当社が契約者に支払い
  - (起動を回避できた場合は、V3を契約者が当社に 支払い)

※ DRを活用した契約者の場合、上記において、Yを"調整カベースラインから求まる積分値"にXを"一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値"に読み替えます。なお、それぞれ、当社託送約款における損失率を考慮したもの(1/(1-損失率)を乗じたもの)とします。

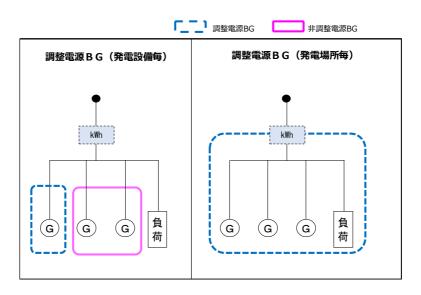
# 2. 計量単位について(発電設備を活用した契約者に限る)

- ■本要綱の第5章および第8章にあるとおり、原則として発電機を特定して単位で契約いたしますので、契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。
- ■計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量 単位に含まれる全ての発電機と本契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関 わる kWh 単価(V1、V2(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。))が同 一であること等が条件になります。

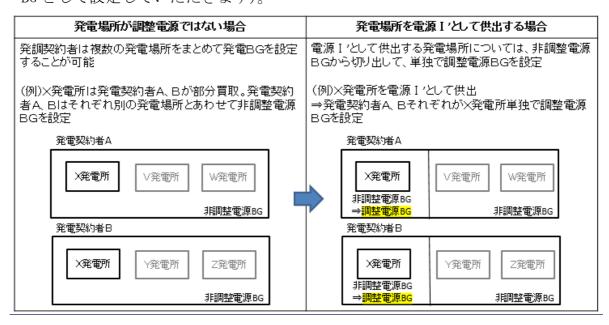


 kWh …本契約にもとづく計量器 (本契約の調整電力量精算用)

- 3. 調整電源 BG の設定について
- ■託送供給等約款により、調整電源は原則として、発電機毎に発電 BG を設定していただくことを条件として入札していただきます。ただし、計量単位の集約をしている場合は、計量単位での BG 設定といたします (計量単位に含まれるすべての発電機が調整電源となります)。なお、契約締結までに単独 BG 化していただくことが必要です。

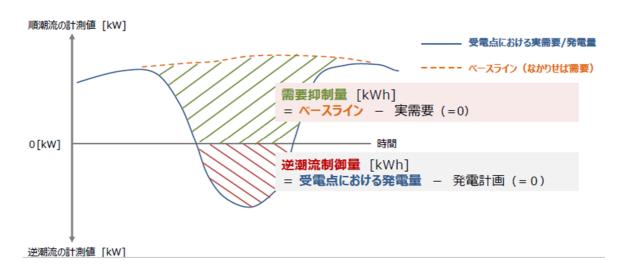


■部分買取となっている発電場所を電源 I ´に供出する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります (調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます)。



# 4. アグリゲーションの組み合わせについて

- ■負荷設備および発電設備を用いたアグリゲーションの具体例については、別途公表する資料「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取扱いについて」をご確認ください。
- ■同一地点のネガワット・ポジワットの評価方法については、需要側については、ベースラインと実需要量との差分を需要抑制の制御量とし、発電側については、発電計画と受電点における発電量の差分を制御量とします。



### 5. 機能の確認・試験について

- ■電源 I ´ 厳気象対応調整力契約の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、落札候補者または契約者はその求めに応じていただきます。
  - ・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
  - ・当社からの専用線オンライン指令または簡易指令システム指令による性能確認 試験の実施
  - ・現地調査および現地試験
  - ・その他、当社が必要と考える対応

# 6. 専用線オンライン指令または簡易指令システムで制御可能にするための設備について

■本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社中央給電指令所からの 専用線オンライン指令で制御可能にする為の設備等は、応札者の費用負担にて設 置していただきます。また、専用線オンライン指令により中央給電指令所との間 で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則 として複数ルートを構築していただきます。

「簡易指令システム設置時の契約者の設備例」

- ・ 簡易指令システムに接続するための伝送媒体(光回線等)
- ・信号の認証・暗号化のための証明書
- ・簡易指令システム用受信装置
- ■費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので、当社ネットワークサービスセンターにご相談下さい。